

令和4年度 京都市はぐくみ推進審議会 第1回幼保推進部会
会議録

日 時	令和4年11月15日（火）19：00～20：55
場 所	職員会館かもがわ 2階 大会議室
出席者	伊佐貴美子委員、和泉景子委員（Zoom参加）、内海日出子委員、川北典子委員、雑賀隆子委員、杉本五十洋委員、中野浩子委員（Zoom参加）、藤本明弘委員、升光泰雄委員、矢島里美委員、山田恵子委員、吉田正幸委員（50音順）
欠席者	丸橋泰子委員
次 第	<議 題> 1 京都市子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の量の見込み）に関する中間見直しについて（意見聴取） 2 受給調整の特例について（意見聴取） 3 土曜保育を推進するための共同保育の実施について（報告事項）

司 会	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 令和4年度 第1回幼保推進部会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます、幼保企画課長の横川と申します。</p> <p>本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>この場で初めて顔を合わせるといふ方もいらっしゃると思いますので、ここで、各自、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、和泉委員、中野委員におかれましては、ZOOMを活用してのオンライン参加をいただいております。</p> <p>川北部会長から時計回りに、内海委員、伊佐委員と自己紹介いただき、最後に、和泉委員、中野委員の順番でお願いします。</p> <p><委員自己紹介></p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、丸橋委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいておりますので、次回、御紹介させていただきます。</p> <p>「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員13名中12名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の梶山より御挨拶申し上げます。</p>
梶山室長	<p><開会あいさつ></p>
司 会	<p>次に、本日の資料についてでございます。</p> <p>資料については、事前に共有させていただきましたが、席上にも同</p>

川北部会長	<p>じものを配布させていただいていますので御確認をお願いします。 それでは、本日の議事に移らせていただきます。 ここからの議事進行につきましては、川北部会長にお願いしたいと存じます。 川北部会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。 本日は、お手元にお配りしております次第に記載のとおり、3つの議題を予定しております。 会議の予定としては20時45分までを目途として進めてまいります。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、1つ目の議題の、 京都市子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の量の見込み）に関する中間見直しについて について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><資料1及び別紙1～別紙5-3>を用いて説明</p>
川北部会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。 発言に当たりましては、まずお名前をお願いいたします。</p>
升光委員	<p>区間調整について、例えば、深草と東山で調整することとなっておりますが、距離がかなり離れていると思われるが、利用に支障はないのか。</p>
事務局	<p>基本的には隣接する提供区域間での調整を行っており、また、実際の利用状況も踏まえたくえ調整を行っている。</p>
藤本委員	<p>これまで待機児童対策として小規模保育事業所等もどんどん整備されてきたが、現在は約6割の園が定員割れの状況である。今回、数値を下方修正するとのことだが、残った150人分の整備量に対して今後どのように対応していくのか。</p>
事務局	<p>今回の見直し後も、150人分の整備量が残ることとなるが、事業</p>

	<p>計画に記載のとおり、まずは、既存施設の受入枠の拡充ができないかを検討し、それでも対応できない場合のみ、施設・事業所の新設を検討することとなる。</p>
藤本委員	<p>区間調整については、矢印で調整先の提供区域が示されているが、調整先で受入枠の確保ができなかった場合は、もう少し広い範囲で協力を呼び掛けるのか。</p>
事務局	<p>この区間調整はあくまでも一つの対応案であり、実際の利用調整においては、保護者の希望を踏まえつつ、実情に合わせて事業者に協力を求めるなど、臨機応変に対応することとなる。</p>
藤本委員	<p>少子化で児童数が減少しており、施設・事業所の新設は最終手段とする方が現状に合っているのではないかと考える。</p>
中野委員	<p>区間調整について、北1・左京3は北2で調整されることになっているが、当然、保護者は入園希望の園というものがある。それをどのように調整していくのか。</p>
事務局	<p>各園に受入定員があり、すべての保護者の希望に沿うことは難しいが、家庭の状況、通勤経路などを加味し、通園可能な園を提案するなど、保護者の希望を確認しながら調整を進めていくこととなる。</p>
中野委員	<p>複数の選択肢を与えてもらえるということか。</p>
事務局	<p>保育の必要度は各家庭によって異なるため、どうしても入園が必要な家庭に対しては、その事情を確認のうえ、複数の園を提案をしており、最終的には利用者が園を選択することになる。</p>
中野委員	<p>少子化等の影響で事業計画を見直すとのことであるが、コロナによる影響はないのか。市としてどのように分析しているのか。</p>
事務局	<p>コロナがどの程度の影響を与えているかについては、正直、計りにくい。</p> <p>ただ、元々、保育が必要な方というのは、就業や学業に従事されているため、既に保育利用をされていると考えている。</p>

	<p>参考になる数値としては、保育園等に預けるのを見送り、育休延長をした件数について、168件（令和2年度）→223件（令和4年度）と増加している。ただ、市全体の保育の割合からするとわずかであり、影響は限定的であると考えます。</p>
川北部会長	<p>他にございませんようでしたら、この議題については、事務局案のとおり、見直しを進めるということによろしいでしょうか。</p>
川北部会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p>
	<p>2つ目の議題の、 受給調整の特例について について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><資料2及び別紙1～別紙4を用いて説明></p> <p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。</p>
矢島委員	<p>京都市日本保育協会の加盟園は市内に106園あるが、そのうち半数は認定こども園に移行している。今日は、先般、認定こども園協会京都府支部として実施した、1号認定の子どもに関するアンケートの調査結果も踏まえて意見を述べさせていただく。</p> <p>平成27年度に子ども・子育て支援新制度が始まり、7年が経過したが、近年、1号認定のニーズが高まっている。</p> <p>その理由として、まずは、コロナの影響による就労状況の変化がある。働きたくても働けない、労働時間が短くなった等により、保育要件が低くなったため、2・3号認定を受けることができず、やむなく1号認定となるケースの増加。</p> <p>次に、保育の無償化の影響。満3歳になって1号認定に切り替えるケースや、満3歳以降に入園するケースの増加。</p> <p>次に、就労していないが、幼児教育・保育が一体となったこども園で就学前教育・保育を受けさせたいという保護者ニーズの増加。</p> <p>最後に、長期休暇や保育時間、給食の有無などを比較考慮し、幼稚園ではなく、認定こども園を選択するケースの増加。</p>

こうした状況下で、現在の京都市のルールだと、わずかな移行枠しか設定できず、保護者のニーズに応えることが非常に難しい。

当園でも、未就園児向けに子育てクラブを開設しているが、いざ4月に入園を希望された際に断る状況が出てきている。

市内には、定員60人～150人規模の保育施設が多い中、3%ルールがある限り、移行枠は1人～4人しか設定できず、それでは、本来求められている認定こども園の機能・役割を十分に果たすことができず、保護者ニーズにも応えることができない。

1号認定の国の公定価格の単価区分も「15人」が最低となっていることから、3%は少ないと感じている。

また、幼稚園から認定こども園に移行する場合は、現行の受入児童数の3%に加え、預かり保育による受入児童数の範囲において2・3号定員への振替を認めることとされている。園全体の定員の総数は変わらないが、移行園の規模次第では、新たに保育施設が設置されるのと同等の影響を周囲の保育園に及ぼす可能性もある。

3%ルールが設定された当時は、まだまだ待機児童対策が必要であったことを踏まえての措置かと思われるが、少子化が進行し、定員割れの園が多くなってきている昨今、預かり保育分を上乗せするのはいかなものか。預かり保育分の上乗せについては、撤廃も含めて見直すときがきていると思う。次年度、幼稚園から認定こども園に移行される近くの近隣の園長先生から、預かり保育の数が多いので、自園の存続の危機を感じているとの声も聞いている。

行政には、移行園と既存園がバランスよく共存していくための舵取りをしっかりと行ってほしい。それが、保護者、子どもの最善の利益につながるのではないか。

次に、需給調整の特例の活用状況であるが、保育園から移行した認定こども園の1号認定子どもの定員の合計は、49施設で184人であるのに対し、幼稚園から移行した認定こども園の2・3号認定子どもの定員の合計は、わずか9施設にもかかわらず525人であり、この点も不公平ではないか。

保育園から移行した認定こども園では、保護者や子どものことを考え、2号認定から1号認定への変更ニーズが3%では収まりきらなくなった場合も、やむを得ず、定員超過として扱ってきた経過がある。

国通知においては、「利用定員の適切な管理について、必要な指導をすること」とされていることもしっかりと踏まえるべき。

以上、様々な問題が鮮明となった今、3%ルールの撤廃も視野に入

事務局	<p>れた見直しを求める。</p> <p>本件に関しては、現時点で、見直しありきで考えているものではなく、また、具体的な見直し案を持ち合わせているものではないが、重要な指摘をいただいたと考えている。</p> <p>本市の保育については、これまでから保育園、幼稚園、認定こども園などが協力して支えてきたものである。また、国の自治体向けFAQにおいても、「需給バランスは考慮すべき要素」と記載されており、その点も含めて慎重に検討すべきであると考えている。</p> <p>一方で、保護者のニーズに十分応えられていないという点があれば、改善が必要であると考えている。</p> <p>なお、誤解のないように申し上げますと、指摘のあった預かり保育分については、「上乘せ」ではなく、「振替え」である。実際に預かり保育を受けている児童数の範囲において、1号から2・3号に振り替え、定員設定を認めるというもの。</p> <p>一方で、2・3号枠が増えるということも事実であり、複数年で見たときには、周辺施設への影響は少なくないと認識している。こうした点も踏まえ、慎重に検討を行いたい。</p>
杉本委員	<p>預かり保育分について、2・3号枠に充当できるということは、1号～3号枠を園で自由に設定できるということか。3号認定の中には、0歳、1歳も含まれるが、当該歳児の扱いはどうなっているのか。</p>
事務局	<p>これまで事例はあまりないが、0歳児及び1歳児については、3%の移行枠の範囲内で設定するといった運用を行っている。</p>
杉本委員	<p>定員100人の幼稚園が認定こども園に移行した場合、0歳、1歳児は計3人分しか新たに枠として設定できないことになる。新たに給食室などを設置しても割に合わないのではないか。正直な話、認定こども園に移行しても経営の観点からは意味がない。これは、幼稚園、保育園どちらにも言えること。</p> <p>3%ルール設定の経過は知らないが、こんなルールは日本のどこにもない。国においては、1号認定の公定価格の最低単価の区分が「15人」となっている。</p> <p>3%ルールのせいで、各号間の振替ができない、入園できないでは、保護者の選択の自由が奪われる。国の制度のまま運用すべき。園の</p>

事務局	<p>経営が苦しくなると、良質な保育の提供もできなくなる。</p> <p>一定のルールは必要かもしれないが、認定こども園の制度趣旨を踏まえ、幼稚園、保育園ともに、ルールの弾力的な運用が必要になっているのではないか。</p> <p>何より必要なのは、保護者、子どものためになるような制度設計であると思う。</p> <p>3%ルールは京都市独自のものであるが、地方版子ども・子育て会議等で議論のうえ、地域の実情に応じて定めることとされているため、3%という数字のみをもって不適切であるとは考えていない。</p> <p>一方で、ルールの見直しを否定しているものでもないので、現場で実態にそぐわない状況が生じているのであれば、その点については改善を検討していく必要がある。</p> <p>国の公定価格の最低区分に合わせて、上限を15人にとの指摘について、確かに他の指定都市では、需給調整の特例の上限を15人としている都市も複数見られるが、それが国のルールだという認識はなく、それ以外の上限設定を行っている都市もある。</p> <p>保護者の就労状況の変化にも対応できるという点が認定こども園の特徴であり、「その特徴を踏まえた制度に」という御意見も一定理解できるため、それも踏まえて検討させていただく。</p>
杉本委員	<p>上限を15人にしてほしいと言っているわけではなく、どの基準を採用すべきかは、各園と市で協議して決めるべきだと考えている。</p> <p>本市の現行計画に、「質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、…認定こども園への移行を図る」と記載があるが、これは、従来の保育園における金太郎飴のような画一的な保育ではなく、各園独自の理念等が反映された教育・保育の提供のことを言っているのではないか。そのためには、たとえ、供給過剰区域であったとしても、最終的に保護者に選ばれるような園を目指すことが必要であり、しっかりと競争原理を働かせる必要があると思う。</p>
吉田委員	<p>他の指定都市を含め、かつては待機児童が多く、いかにその数を減らすかが課題であり、その中で、この3%ルールが生まれたものだと考えている。</p> <p>一般的に、保育園から認定こども園に移行する場合は、2・3号定員を減らして、1号定員を新設することが多いため、待機児童がいる</p>

場合は非常に困ることになる。

京都市も待機児童ゼロを達成しているが、年度途中の待機児童や潜在的待機児童はいるわけで、2・3号定員を減らして1号定員を増やすということは、京都市をはじめ、多くの自治体で望ましくない。

逆に、幼稚園から認定こども園に移行して、2・3号定員を増やすことは、待機児童対策としてはウェルカム。そのため、保育園からの移行にはブレーキを掛けるが、幼稚園からの移行は促進するという自治体が多い。

そのような状況により、かつては、待機児童対策の視点が必要であったが、少子化が加速していく中で、国の政策も方向転換の時期にきていると思う。

3%ルールについては、この3%という数字に何の根拠もない。パーセンテージでの上限は、施設規模によりかなり左右される。

定員100人の保育園由来の認定こども園では、3人しか移行枠を設定することができず、親の就労状況の変化により、1人が2号認定から1号認定に変わり、4人になるだけで減算対象となってしまう。

また、例えば、定員40人の保育園由来の認定こども園では、3～5歳児で1人しか1号認定の枠が設定できず、その子だけが、昼過ぎに帰宅することになりかねない。普通に考えておかしい状況であるし、子どもにとっての集団生活の在り方として、果たしてどうなのか。

一方で、3%ルールを撤廃した際に、無制限に定員を増やせるかという、認可定員の範囲内でしか増やせないため、結局は相応の増員に落ち着くのではないかとも思う。

まずは、利用する保護者の選択肢を増やすことを重視し、希望していない園に入園せざるを得ないようなことにならないようにすべき。

最後に、これは3%ルールとは直接的に関係のない話にはなるが。認定こども園は、園と保護者の直接契約となっているが、待機児童がいる限りは、より保育の優先度が高い方が入れるようにしなければならないため、2・3号認定については、市が利用調整を行うこととなっている。

一方で、待機児童がいなくなれば、認定こども園に関しては、利用者の希望選択を最大限尊重するという観点から、2・3号認定についても、第一希望の方から優先度を考えて選考するという事になっている。この点は、3%ルールを見直すことと、実は深く関係しているのでこの場を借りてお伝えしておく。まずは、利用者を最優先に考えるべきである。

中野委員	3%ルールについて、各園はきちんと遵守しているのか。
事務局	<p>園によっては、3%を超過している実態があるが、それは、例えば、保護者の就労状況の変化に伴い、2号認定から1号認定となった場合も、児童を転園させないようにといった事情もある。</p> <p>しかしながら、定員超過が一定継続すれば、給付費の減算対象となるため、そうならないよう、受入を控える等の対応をされているのではないかという意見もある。</p>
中野委員	京都市の待機児童の状況はいかがか。市内すべての提供区域で、供給過剰な状況ということか。今後、3%ルールは見直していくということか。
事務局	<p>4月1日時点で、待機児童ゼロを達成している。</p> <p>1号認定については、市内の全35提供区域で供給過剰であるが、2・3号認定については、すべての区域で供給過剰というわけではない。</p> <p>現時点で、見直すということまでは言い切れないが、本日もたくさん課題提起をいただいたため、次回の幼保推進部会では、何らかの本市の考え方を提示したいと考えている。</p>
和泉委員	<p>保護者の立場から意見を述べさせてもらおう。</p> <p>私は、現在、山科区にある私立幼稚園にお世話になっているが、周囲の保護者に聞いても、やはり保育園や認定こども園には入りにくいので、近くの幼稚園に児童が流れてきているという実態はあると感じる。</p> <p>幼稚園の先生も保護者のことをよく考えてくれており、1歳児からの預かり保育などにも対応してくれているが、やはり幼稚園は、夏休みなどの長期休暇があるため、フルタイムで働こうとする人にはハードルが高い。私もフリーランスの仕事をしており、預かり保育を利用しているが、それでもやはり仕事に支障が出る場合もある。</p> <p>認定こども園への移行時の3%ルールを撤廃し、制限なく入園することができれば喜ぶ保護者は多いのではないかと思う。</p>
内海委員	保育園連盟の加盟園においても、少子化の影響により、4月時点で

藤本委員	<p>約半数の園が定員割れの状況である。</p> <p>当方の認定こども園においては、この10月、11月に他府県から京都へ来られた子どもを4人新規で預かっている。保護者のニーズに応えるため、1号認定で預かっているが、定員超過となっているため、この状況が継続すると減算対象となってしまう。</p> <p>他の園からも、しっかりと保護者のニーズに応えたいが、そうすると園の経営が苦しくなってしまうという葛藤を抱えているため、何とかしてほしいという切実な声を聞いているので、対応をお願いしたい。</p> <p>ちなみに、これは国の制度の問題ではあるが、1号認定では、満3歳から保育料が無償化されるが、2号認定では満3歳になった翌年度からしか無償化されないため、1号認定に変わりたいという声も多く聞く。同じ年齢で保育を行っているにもかかわらず不平等であるため、こういった保護者の声についても、国に対してしっかりと伝えていってほしい。</p> <p>3%ルールは、7年前に設定したものであり、時代とともに保育の状況が変化しているのは確かであるため、柔軟な対応は必要かと思うが、私は3%ルールは守っていくべきだと考える。</p> <p>各委員の意見はもったもみである。問題は、焦点をどこに当てるか。認定こども園という施設の自由度なのか、保護者の利益なのか、はたまた、市内のすべての保育施設を守っていくことなのか。</p> <p>矢島委員もおっしゃっていたが、移行園と既存園がバランスよく共存していくことが大事であり、ここに知恵を出し合っていかなければならない。</p> <p>仮に3%ルールを撤廃してしまうと、少子化により、ため池の水が少なくなっているような状況下で、その水を奪い合うようなことになりかねない。そうすると、どうしても体力のある規模の大きな園だけが残っていくことになり、保護者の多様な施設の選択の幅を狭めてしまい、保護者の利益にならないことは明らかである。</p> <p>この3%ルールは、大きなグランドデザインであり、過去に議論を重ね、知恵を出し合って設定したもの。依然として、1号認定については、市内の全提供区域において供給過剰であり、定員割れの施設も多いことを踏まえて検討すべき。</p> <p>保護者のことを考えると3%ルールは確かに足かせになっているかもしれないが、保育施設の存続のことを考えると、これからの保育</p>
------	--

	<p>士の安定した雇用もできなくなってしまう。杉本委員の考えも一つかと思うが、自由主義という名の下に子どもの分捕り合戦が始まるのは明らかであり、そういった混乱は避けなければならない。</p> <p>一方で、在園児の1号⇔2・3号間の振替は柔軟にしてもよいかもしれない。それである程度は、議論になっていた課題に対応できるのではないか。</p> <p>もう一点。今までの議論で欠けていたのが、子どもの最善の利益は何なのかということ。果たして、認定こども園を増やすことだけなのか。私は、家庭にいて家族とともに過ごすことだと考えている。当然、必要な時には園のサポートも必要であるが、果たして、日々、11時間の保育を提供するのがよいのか。しっかりと考えていかなければならない。</p> <p>これまでの委員の意見を聞いていると、ビジネスライクな考え方に偏っているような気がしてならない。</p>
川北部会長	<p>まだまだ議論が尽きないところですが、時間の都合上、本議題はここまでといたします。他の御意見があれば、お手元の「御意見・御質問票」に記載いただきますようお願いいたします</p> <p>本日の委員からの意見を踏まえ、事務局から何かありますか？</p>
事務局	<p>非常にたくさんの貴重な御意見を頂戴し、感謝申し上げます。</p> <p>最後に藤本委員が言われたように、保護者ニーズに応えるために見直したが結果的に保護者の選択肢を狭めることになってはいけない。こうした御意見も含め、本日頂いた御意見、それから時間の関係で発言いただけなかった委員の御意見を踏まえ、次回の部会では京都市から見直し案を提示させていただき、改めて議論させていただきたいと考えている。</p>
川北部会長	<p>それでは、本件については、次回の部会でも引き続き議論することといたします。</p>
矢島委員	<p>次回の部会はいつ頃開催される予定か。</p>
事務局	<p>現時点で具体的にいつとは申し上げられない。非常に影響の大きな話であるため、見直し案についてはしっかりと検討する必要がある。当然、スピード感をもって検討は進めたい。</p>

川北部会長	<p>それでは、最後の議題に移ります。</p> <p>3つ目の議題の、 土曜保育を推進するための共同保育の実施について について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><資料3及び別紙1～別紙4を用いて説明></p>
川北部会長	<p>本件は報告事項ですので、事務局からの報告案の内容で進めていただくこととしますが、もし御意見があれば、お手元の「御意見・御質問票」に記載いただきますようお願いいたします。</p>
川北部会長	<p>それでは、本日の議題は以上となります。 事務局に進行をお返しします。</p>
司 会	<p>川北部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しい中、長時間にわたって御議論いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>次回の幼保推進部会の開催日時等については、別途、御連絡させていただきます。</p> <p>以上で、第1回幼保推進部会を終了させていただきます。 ありがとうございました。</p>
山田委員	<p><部会后、書面で提出があった追加意見></p> <p>○議題1 京都市子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の量の見込み）に関する中間見直しについて</p> <p>乖離の要因として、自園を含め他の保育施設でも、コロナの影響は多大である。リストラなどにより、第2子、第3子を授かりたくても、経済的、時間的、精神的、身体的な余裕が持てないという方や、育休を1～2年取得される保護者も増加していると感じる。</p> <p>保護者の様々な不安を少しでも解消できるよう、我々保育提供側が、子どもたちはもちろんのこと保護者の方々の心に寄り添い、様々</p>

伊佐委員	<p>なニーズに応えられるよう、幼保推進部会に参画されている関係機関の方々と共に取り組んでいきたい。</p> <p>○議題2 受給調整の特例について</p> <p>少子化が進み、特色を生かし、子ども達の個性を重視しつつ保育しているが、現在、どの園も園児減少で休園、廃園の危機が迫っている。そうすると、各園が園児の取り合いでなく共存共栄していくことが大事ではないかと強く思う。</p> <p>そのためにも、3%ルール撤廃の議論が先行することなく、多方面からの十分な検討が必要であるのではないか。</p>
升光委員	<p>幼児教育・保育施設は、『社会の未来』にストレートにかかわってくる。未来の社会の土台を築く場であるはず。拍車がかかる少子化の大問題を、施設の経営の問題にしてはならない。</p> <p>京都市の「3%」という数字は、私たちの街の独自の在り様を背景に、幼児教育・保育界の先達から今に至る歴史の中で見出されたもの。</p> <p>3%ルールが決まった背景には、待機児童の解消のためだけではなく、京都という街に脈々と流れている幼稚園と保育園が担ってきた子育ての歴史がある。</p> <p>1号の子どもたちの教育・保育の供給バランスは、当時から全提供区域において供給過剰であった。そのような状況下で、1号の子どもたちの園児獲得競争のような結果を招くと、従来から大切にしてきたバランスを崩しかねないとの判断があったと思う。</p> <p>それぞれの持ち味を大切に尊重し合い、幼子の育ちとその家庭を支え、未来の社会に寄与しようと志してきた幼児教育・保育界のバランス感覚を守り、保護者の混乱を招かないためにも、3%の原則が会議の中で確認・決定されたものではないか。</p>
矢島委員	<p>このたび、一部の園において、1号認定に対し、給付費の減算ルールが適用されることとなり、既に減算措置が行われているが、今保育している子どもを今の単価で守るという観点から、意見を述べる。</p> <p>例えば、定員100人の園で、1号認定こども3%=3人を受け入れている場合、この園が保護者ニーズによって1号子どもを1人受け入れたとすると、「3%の3人+1人=4人」であり、1号が3人から4人に1人増えただけで、120%となり減算対象となる。</p>

<p>山田委員</p>	<p>減算は公定価格を適正化するためではあるが、公定価格の最低金額が15人以下という設定のため、4人で受け入れたとしても15人以下の公定価格単価区分が適用され、37%の減算措置となる。子どもの処遇を守るための最低金額から減算されるのは、いかななものか。</p> <p>保育園由来の認定こども園の1号認定こどもの定員は、1名～9名。全ての園が15名以下。減算されたら今の子どもの処遇を守っていけるのか。</p> <p>蓄えのある園は、当面なんとかなるかもしれないが、蓄えがない園は子どもの処遇が守れなくなる。</p> <p>今保育している子どもを今の単価で守るという観点から、見直しをお願いしたい。</p> <p>利用定員の引下げについて、認定こども園では「1号認定こども及び2・3号認定こども、それぞれの年間平均児童数が、利用定員を上回っていないこと」とされており、1号認定が3%を上回っていた場合、2・3号認定が利用定員を下回っていても引き下げができない点は課題ではないか。</p> <p>保護者の就労条件にかかわらず利用でき、就労状況が変わったとしても、通い慣れた園で継続して教育・保育を受けることができるという認定こども園のメリットは、子どもや保護者にとって心身ともに大切なことであると感じた。</p> <p>幼稚園、保育園、小規模保育事業所が、各々の特徴を活かし連携を図り合うことで、子ども・保護者が困らないような環境整備を行っていくべき。</p>
<p>中野委員</p>	<p>議題3 土曜保育を推進するための共同保育の実施について</p> <p>責任や費用分担について、実施施設任せにするのではなく、本市が指針を提示すべき。</p>
<p>山田委員</p>	<p>保育士の勤務環境の改善や保護者の方々に対しての保育ニーズの確保ができるため、一定、賛同はできる。</p> <p>一方で、土曜日は、平日利用する子どもたちが週末に少人数でゆっくり・ほっこりできる日でもあるため、共同保育は、可能な限り同じ行政区の同様の保育価値観の園との連携を行うようにした方がよいのではないか。</p>

